

支部ニュース

2022年9月 No.586

発行 自由法曹団東京支部

〒112-0014 東京都文京区関口 1-8-6

メゾン文京関口Ⅱ202号

TEL03-5227-8255 FAX03-5227-8257

郵便振替 00130-6-87399

●サマーセミナー特集

※中野先生講演要旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・中野晃一上智大教授 1

※仁比聡平議員の挨拶・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・仁比聡平 2

※山添拓議員の挨拶・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・山添 拓 4

※2022年度サマーセミナー 若手座談会企画報告・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

●セクハラ防止措置はできていますか? 東京支部セクハラ

相談窓口3周年記念集会にご参加下さい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

●新人紹介・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・中西翔太郎 10



サマーセミナー若手企画より

サマーセミナー特集

中野先生講演要旨

1 2022年参議院選挙の結果を考える

本日は、黄金の3年間でどういったものか。どういう闘いができるのか。改憲勢力が3分の2を超えた中でどう活路を見出すか等についてお話しいたします。2019年の選挙後、国民民主党が改憲勢力に加わり、今回の参議院選挙により、改憲勢力が3分の2を超えることとなりました。もっとも、今回の選挙結果だけを見れば、改憲勢力が大きく議席を伸ばした訳ではありません。公明党、国民民主党は議席を減らし、自民党も比例区では議席を減らしました。非改憲派は社民党が1議席を守り、立憲民主党、共産党は議席を減らし、れいわ新選組は3議席を獲得したという状況です。



日本維新の会は、6議席増やしましたが、選挙区で増やしたのは神奈川県のみで、残りの5議席は比例区で増やしたものです。日本維新の会の全国政党化を阻止したことは大きいといえます。神奈川の議席は松沢成文氏の議席なので、純粋に維新が支持されて議席を獲得したとはいえません。また、京都では前原誠司氏が応援をしたにもかかわらず、議席を獲得できませんでした。

1人区では、野党共闘しなくては議席の獲得が困難であることが明らかになりました。立憲民主党は比例区で7議席を維持しましたが、選挙区で6議席減らしました。そのうち、5議席が1人区でした。これに対して、自民党は選挙区で9議席増やしましたが、そのうち6議席が1人区で増やしたものです。野党で一本化できた1人区でも協力体制が弱く、十分な取り組みができなかったことが今回の特徴です。ここで大きな差がつかまりました。

今回の選挙で、比例区で勝ったと言えるのは、れいわ新選組、N党、参政党です。中規模の政党で躍進をしたのは維新のみで、自民党、公明党、国民民主党、立憲民主党、共産党はどれも後退しました。立憲民主党、共産党はともに比例区独自の戦略の練り直しが必須です。

2 参議院選挙後の政治の見通し

昨年の衆議院選挙において、小選挙区で相当数において野党共闘ができましたが、その当時から野党共闘の是非が立憲民主党の中で論争になっていました。立憲民主党は政党として大きな塊になりつつ、野党共闘を進めていましたが、野党共闘へのバッシングにより、立憲民主党の枝野氏が代表からの辞任に追い込まれる等、野党共闘は後退しました。2015年、安保法制に反対する市民との連携から野党共闘が生まれた時から重要な役割を果たしてきた枝野・福山体制が交代したことも野党共闘が後退した理由といえます。連合の会長が交代した後の動きも影響がありました。自民党のような大きな政党であっても旧統一教会と関係を持ち、選挙の人手を確保していました。人手が必要な選挙に

において、立憲民主党が連合との関係に配慮する必要があったというのも野党共闘が進まなかった原因といえます。もっとも、東京選挙区で山添拓さんが無党派層からの多くの支持を受けて当選をしたことや、辻元清美さんが比例区で多くの票を獲得したことは、やり方を工夫すれば戦えることを示していると思います。安保法制から7年が経ち、市民連合が野党共闘を作るという関係性に変化が生じているということもあります。

自民党は、統一教会問題の急浮上によって大きく揺れており、安倍元首相の過去の行いが改めて見直されています。旧統一教会程度の規模の団体がここまで自民党に食い込んでいたことが明らかになりました。沖縄県知事選や統一地方選で負けが続けば、早期の衆議院解散に追い込まれる可能性もあり得ます。

岸田文雄首相は、萩生田光一氏を重用することで安倍派や右派全体をグリップしたい模様です。統一教会問題に対する対応として、国会答弁の必要がない政調会長にしたのではないかと思います。しかし、これはそう簡単にはいかないと思います。今回の内閣改造に対して、自民党内で不満が述べられていることからしても、自民党のガバナンスが弱まっているということが言えます。岸田首相の求心力が弱まり、統一教会問題という根深い問題を抱える中で、改憲発議に踏み込むことが容易ではないと思います。公明党も政治と宗教の問題が取りざたされる中で改憲発議に向かうことは容易ではないと思います。統一教会と自民党や維新などとの関係の追及が極めて重要になってきます。

「国葬」と「懐憲」（軍事費倍増、敵基地攻撃能力等）への反対も極めて重量です。安倍元首相を国葬とする理由に何ら合理的な理由は述べられていません。安倍元首相を作った日米同盟を基軸とした軍事強化路線を維持することが国葬をする目的なのではないかと考えています。

3 9条と安全保障

抑止という言葉が誤解して使われていることが大きな問題です。抑止力を強めれば強めるほど、双方の軍事力が強化され、かえって軍事的衝突の脅威が高まるという安全保障のジレンマが無視されています。本来であれば、安心供与が伴わなければなりません。

憲法9条は日本を守ることに定めた条文ではありませんが、9条の2つの仕方では日本を守っていたことも事実です。ひとつめは、アジア近隣諸国に対する最大の「安心供与」として機能してきたことです。ふたつめは、アメリカの戦争に「巻き込まれ」るのを防いできたということです。9条を改憲すれば、アメリカから戦争への参加を要請されればこれを拒絶するのは今の政権では難しいでしょう。

4 国際政治の中で考える

G7を始めとする西欧諸国は、善悪二元論で考えていますが、日本がこれに乗るのは危険です。台湾を焦点に激化する米中対立と日本の対米追随路線により、戦争に巻き込まれるおそれがあります。軍事・経済において、対米追従でいくのは危険です。米中戦争となれば、まずは台湾や南西諸島が攻撃対象となることが想定されますが、これが一般に理解されていません。日本で新自由主義批判が弱いのは、欧米では新自由主義は保守のイデオロギーであることが理解され、極右と左派から批判されているが、日本では新自由主義が改革のイデオロギーとして支持され、根強い神話性を持っているからです。新自由主義が弱者と強者を分けることが理解されていません。ジェネレーション・レフト（ジェンダー、気候正義、アンチ・レイシズム）との接続による若い世代と繋がりをつくること重要になってくると考えています。

大国の横暴や核抑止力論への批判を通じ、戦争を未然に防ぐ平和外交を進めていくことが必要です。

仁比聡平議員の挨拶

1 参議院選挙を終えて

東京支部の皆様，応援ありがとうございました。本日のサマーセミナーで運動が大きく発展することを確信しています。

共産党は，比例3議席に留まりました。開票日翌朝，一睡もしないまま博多駅での結果報告の演説中，小池書記局長から「午後4時に新宿で山添さんも含め当選した4議員揃って街頭演説を」と連絡があり，急遽飛行機に飛び乗ることになりました。

新宿には，ZOECLUBなど山添さんを応援して頑張ってくれた皆さんの団員・法律事務所の方，また党派を超えて「山添当落線上」の報道に選挙ボランティアを広げて下さったYAMA部など若い世代の市民・学生の皆さんが集まってくださって，その姿に，激戦を押し上げて頂いた運動の力を実感させて頂くことができました。

もちろん鍛えられているけれども，その社会に対する問題意識や思いは，私が今回の選挙を通じて西日本各地で出会ってきた若い世代の皆さんと同じで，これからの運動への大きな勇気というか，原動力を感じたのです。

2 国会での追及への意気込み

3年ぶりに国会に戻って，改憲4党が参議院でも圧倒的多数を占めることになった様変わりを感じます。いささかも軽視できません。

しかし岸田政権は，選挙でそうした議席を確保しながら，内閣支持率は急落し，政権の危機ともいふべき事態に追い詰められています。統一協会問題は，日本の戦後史の深い闇であり，安倍晋三元首相の国葬問題と共に徹底追及に力を尽くしたいと思います。

今朝（8月26日），岸田内閣は，国葬の予備費支出を閣議決定しました。近く，参議院議院運営委員会で閉会中審査が行われることになると思います。するどい論戦に努めたいと思います。

31日には国会前大集会も呼びかけられています。市民と野党の共闘を広げ，東京から全国に包囲を広げる中で，彼らに改憲を語る資格なしという声を上げていきましょう。

3 沖縄県知事選挙，沖縄県民の声

沖縄県知事選挙が昨日告示されました。私も本日のサマーセミナーの講演を聞いていましたが，「アメリカにはアメリカの国益がある」というのはその通りです。このままアメリカ追従を続けていっていいはずがない。

沖縄を二度と戦場にするなという沖縄県民の声を，日本中の人たちが真正面から受け止めなければならないと思います。

米軍と自衛隊の一体化が急速に進んでいます。辺野古，そして馬毛島の新基地建設や自衛隊基地の米軍基地化もどんどん進められています。平和と憲法を生かす声を上げていきましょう。

4 最後に

直ちに臨時国会を開き徹底審議を強く求めます。

山添さんと、「共産党弁護士議員タッグ」を再結成いただいたご期待に必ず応えたいと思います。自由法曹団のみなさんの力をどうぞお貸して下さい。ありがとうございます。

山添拓議員の挨拶

参院選では、比例代表の仁比団員とともに、東京選挙区で2期目に送り出していただいた。幅広い方の力で、当落線上から文字通り押し上げていただいたと感じている。憲法を守りたい、国会質問を見た、など、若い世代を含め政治への新たな関心が選挙でも感じられた。今後の改憲阻止をはじめとするたたかいでも鍵になる。

日本共産党は比例代表で2議席後退。野党共闘勢力も前進できなかった。もっとも、勝敗は1人区が握っている。自民党は比例代表で総選挙比—165万票、公明党も—93万票、いずれも比例で前回から1議席減。増えたのは維新やれいわなど。一方全体としては、総選挙以来の野党共闘への続く攻撃、ウクライナ侵略を契機とした憲法9条とそれを掲げる日本共産党をはじめ野党共闘への攻撃にさらされ、維新の会など別働隊をも「活用」して共闘を攻撃するなかでの選挙だった。政治を変えるには共闘しかないことが改めて示された。

参院選における野党の選挙協力について。正式の政党間協議は5月9日までずれ込み、「共通政策」は各党が受け取る形式にとどまった。「政権協力」は「横に置く」。「選挙協力」は32の一人区のうち約半数、それも対等平等・相互尊重とは遠かった。その帰結としての今回の結果。野党各党は、共闘破壊の妨害に野党はどのような姿勢をとるか問われている。自民党、メディア、連合会長などの攻撃に毅然と対応する、維新の会、国民民主党など「補完勢力」には汲みしない、「対決ではなく提案」？ではなく、「対決」してこそその「提案」という立場に立ちきるなど。市民と野党の共闘の再構築が求められる。

一方、参院選後の世論調査を見ても、改憲を「急ぐべきだ」37.5%、「急ぐ必要はない」58.4%（共同通信 7.11,12）など、この結果は岸田改憲への信認ではない。参院選中の新聞の社説では軍事対軍事の悪循環ではなく外交こそ政治の役割と指摘するものが複数出され、軍事費増額にも反対が多数になるなど、世論を動かしてきた。

参院選後、情勢は激変している。野党は国対ヒアリングを開始し（8.5）、維新を除く6党派で憲法53条に基づく臨時国会の召集も要求した（8.18）。内閣支持率は36%（▲16、毎日 8.20,21）など急落、その原因は統一協会をめぐる対応と「国葬」にあることも明らか。

統一協会は、靈感商法や多額の献金など反社会的なカルト集団であるという側面とともに、国際勝共連合と表裏一体に反共・反動勢力として活動してきたことを重視すべきだ。その改憲案は自民党とうり二つであり、2015年以降、緊急事態条項、家族条項、9条について改憲をくり返し迫っている。こういう集団と同じ立場の改憲策動だということを暴露していきたい。

国葬をめぐり、岸田首相と国会で論戦する場の設定を求めている。8月31日は国会正門前で、9月19日には代々木公園で大規模な行動も呼びかけられている。国葬、統一協会問題で沸騰する怒りをぶつける場になる。市民と野党の目に見える共闘を示し、岸田政権もろとも改憲を葬り去るたたかいを呼びかけたい。

2022年度サマーセミナー 若手座談会企画報告

今年のサマーセミナーは、コロナのため残念ながら1日だけ、オンライン開催となってしまいました。その最後の時間帯の企画として、弁護士になって5年目以内の若手4名に、登壇してもらいました。高橋寛団員は70期で5年目、その他の和田一郎団員、鈴木創大団員、私金子は、72期で3年目です。

仮に、5年目（70期）までを若手と仮定すると、全体の参加者50名のうち、若手弁護士は20名であり、想定よりも多くの若手参加があったと思います。そこで、まず前半は、若手に向けた弁護士活動のあり方について、それぞれ話して頂き、後半では弁護団活動や人権問題という大きな問題意識について伺いました。



1. 事務所ごとの特徴

まず、自己紹介では、普段それぞれが担当している事件を紹介してもらいましたが、担当している事件御特色は、事務所ごとのカラーが出ます。

高橋団員と鈴木団員は旬報法律事務所なので、労働事件の割合が多いことと、銀座という都会に位置することから、地域的密着という点は薄いということでした。反対に、和田団員は城北法律事務所、金子は北千住法律事務所に所属しているので、地域密着型という点で似通った点があり、債務整理、相続、離婚、賃貸借関係など幅広い事件を取り扱う点に特徴がありました。今回、弁護士法人響の方もたくさん参加されていたので、響の方にお話を聞くと、また違った事件の種類が聞けたかもしれません。

2. コロナ前とコロナ後

3年目までの若手が特に、それ以前の弁護士と異なる点は、コロナ前を知らないという点だと思います。72期は、弁護士登録が2019年の年末あたりですから、裁判所デビューするかしないかの頃にコロナが始まり、裁判所が停滞してしまいました。それ以降現在に至るわけですから、コロナ以前の弁護士が生活をしてきたか、知る由もありません。

高橋団員によると、オンラインでの仕事が増加したということの他に、飲み会の頻度が変わったという話もありました。弁護士は忙しくてなかなか飲む暇がないのではと思っていましたが、コロナ前は、頻繁に飲みに行かれていたとのことで、なんとも羨ましい限りです。

3. 仕事との向き合い方

そして、若手が（若手でなくともかもしれませんが）もれなく気になるのは、やはりどうやったら稼げるか、売上につながるか、ということだと思います。

若手は、若手自身がまだ手探り状態であるところですが、それぞれに工夫している点を聞きました。

鈴木団員と和田団員からは、タスクの整理は心がけるとのお話を聞きました。常にスケジュールを意識しながらいつ何を行うかの予定を立てておくことは重要ですね。和田団員からは通勤時間を利用して、チャットワークでのタスク管理をするというお話も出ました。隙間時間を利用することで有限の時間を有効に使うことができそうです。

高橋団員からは、事件数を増やすことはそう簡単ではないため、仕事に見合った費用をしっかりともらうことは重要だとの話がありました。その裏返しとして、無理筋の事件は相談の時点で見極めることが重要なのだと思います。和田団員や私からは、受けてしまってから苦勞している事件に頭を抱えているという話も出ました。

また、和田団員からは、事務所の外の法律相談など間口を広げ、そこから相続などの受任につながっている話も出ました。

4 自由法曹団東京支部とのかかわり

団東京支部との関わりは、鈴木団員、和田団員、金子は、弁護士になってから知り、特に和田団員と金子は、今年度事務局次長になってから、本格的に関わり始めており、まだ日が浅いメンバーです。高橋団員は、大学生の頃にソフトボール大会に参加する機会があったとのことですが、やはり事務局次長を担ってから、本格的に関わるきっかけになったということでした。団に入ったことで、これまで関わったことのないかたの団体に参加して勉強する機会ができたり、先輩団員経験を受け継ぐことができる点が魅力だということは一貫していました。



反対に、団に注文したいことについては、どういう活動をやっているかが外からあまり見えないので、もっと積極的にアピールしていくのがいいのではないかというアドバイスや、泊まりがけなどでスタディツアーをやると楽しそうだから参加したくなる、といった提案もありました。

また、今年は昨年、一昨年と中止していたソフトボール大会も10月末に行うことが決定したので、積極的な参加を呼びかけていければという話もしました。

さらに、金子の方からは、女性の数が少ないので女性を増やしたい、セクハラPTなども充実し、9月には集会も行うので、性別にかかわらず活動しやすい場所にしていきたいという意気込みも語りました。

5 1年目、2年目の方に言いたい事

1、2年目の人たちに、アドバイスももらいました。

鈴木団員からは、とにかく健康に気をつけるという、オーソドックスだけれども大変に重要な指摘をもらいました。弁護士は、ストレスが多いことの上に、一日中デスクに向かい体を動かさないことも多いので、気分転換をしたり、適度に運動をすることが、仕事を持続させるための秘訣なのでしょうね。特に、若手は自分の体力を過信して無理をしがちです。これからの人生が長いのですから、健康には十分気をつけましょう。

また、高橋団員からは、若いうちに良いクセをつけておくというアドバイスがありました。億劫がらずに本をすぐ確認したり、判例をすぐ引いたりすることで、重要な点に気づくことができるかもしれません。

6 弁護団活動

後半は、各団員は、複数の弁護団に入っているのので、それぞれ、取り組んでいる弁護団や事件の紹介をしてもらいました。

鈴木：「結婚の自由をすべての人に」（けじすべ）訴訟とウーバーイーツユニオン（都労委）弁護団に参加。前者については、今年11月30日に東京1次訴訟の判決が出るので、是非注目してもらいたい。後者についても、今年の11月に命令が出る予定で、いわゆるプラットフォームビジネスと労組法上の労働者性に関しての日本で初めての命令になるので、こちらも注目してもらいたいです。

和田：HPV薬害訴訟弁護団と特定整備路線補助第86号線弁護団、同26号線弁護団に入っています。HPV薬害訴訟弁護団は、子宮頸がんの前がん病変の一部がヒトパピローマウイルスによるものであることからこのウイルスへの感染を予防する目的のワクチン接種で副作用被害が起きたという裁判です。全国4地裁に係属しており100名を超える原告団がいます。

特定整備路線補助86号線、同26号線訴訟については、約70年前の行政計画について東京都が認可を受け住民の意思を無視したまま進めている公共工事の是非を問う裁判です。この弁護団は、同じ事務所の弁護士で組織しています。

高橋：多くの弁護士が弁護団に参加している福島原発被害弁護団に入っているのと、東京南部法律事務所と旬報法律事務所の弁護士6人で担当しているKLMオランダ航空事件弁護団に入っています。弁護団事件は、ざっくりと大きく分けると、裁判を通じて法制度や世論を変えていくことを目標としたものと、当該裁判での勝利を目標としたものに分けられると思います。福島原発裁判の目標が前者、KLM裁判の目標が後者と言えるのではないかと思います。目標などによっても裁判の進め方や学びになることが違ったりするので、弁護団選びに迷っている人は、そのあたりも意識してもらおうと良いかもしれません。

金子：中国人戦後補償弁護団に入らせてもらっていますが、訴訟自体は全て終了しています。1990年代半ばから始まり、2010年代には全ての訴訟の決着がつかしました。しかし、被害者はその後も政府交渉や企業交渉を進めています。特に今回は、中国国内で戦後に旧日本軍の遺棄していった毒ガスに被毒した被害者を支援する団体である、認定NPO法人化学兵器被害者支援 日中未来平和基金の紹介をしました。弁護団や支援者が、訴訟終了後もほぼボランティアで活動しています。

このように見てくると、弁護団でも、規模も内容もアピールの仕方も、それぞれ違うことがわかります。

7 弁護団事件のやりがい

入ってよかった点、大変だと思う点

鈴木団員は、けじすべ訴訟で、大法廷での尋問を経験できたことがよかったこと、またほかの弁護団員の尋問を見て学ぶことが多かったという話がありました。

高橋団員からは、弁護団事件では、過去の著名事件にもかかわった先生方の実践知を身をもって学ぶことができるという点があると思うという話がありました。また、経済的に直結するわけではありませんが、普段の仕事ではしないような事件の活動を通じて、自分が弁護士になった意味を実感できるという話がありました。

和田団員は、事務所外の弁護士の法廷での駆け引きを見ることができると、原告である被害者が様々な人に自分の体験を伝える中で「成長」と呼ぶのはおこがましいが、積極的に運動を広げようという姿勢となっていくことに感動を覚えることという話がありました。また、弁護団事件は、入団した時点ですでに訴訟が進んでおり、準備書面や記録を精査して仕事をするのが大変という話がありました。

8 人権問題全般について

時間が差し迫る中、最後に、各々に人権問題に興味を持ったきっかけを聞きました。

鈴木団員からは、両親が教員で組合活動に熱心に参加しており、それがきっかけではないかという話がありました。小さい頃に母親に連れられてデモに参加していたそうです。

高橋団員は、大学生だった当時、薬害事件の傍聴や支援活動を通じて興味を持っていったという話がありました。

和田団員からは、青年法律家協会に法科大学院生のときに出会って様々な弁護士の人権活動を見て自分も人権活動がしたいと思ったのが始まりという話がありました。

金子は、昔から戦争が嫌いで、戦争をなくすにはどうしたらいいかということを考えることがあり、仕事で前述の中国戦後補償弁護団の活躍を見て、自分なりの反戦アプローチは、被害、加害双方のことに目を向けることからだと思いたったという感じです。

9 今のあなたにとって、「人権問題」とは何ですか？

最後に、急ぎ足ではありますが、各自に、「今のあなたにとって、人権問題とは何ですか、という質問をしました。団東京支部にいる人は、おそらくもれなく人権意識を持ち、しかしそれは人それぞれ、また時代ごとに異なるものだと思ったからです。

鈴木団員からは、社会に対して不満やモヤモヤを感じたときに、それを变えていこうとアクションを起こせることが、弁護士という仕事のよいところだと思っているという話がありました。

高橋団員からは、それが無い世の中が一番良いけれども、それを通してわれわれのような弁護士がいる意味を実感できるものという話がありました。

和田団員からは、一般事件を続けていく中で大変なことにぶち当たっても、弁護団事件や人権活動と向き合うことで自分の原点に戻ることができるという話がありました。

金子は、何層にも重なるもの、という抽象的な言葉で表しました。例えば、差別は、一つがなくなってもそれですべてが解決するわけではない。差別が何層にも重なっている場合もあり、むしろそれが普通の状態ではないかと思えます。インターセクショナリティという視点を持つことが今とても重要なのではないかと思えます。

10 まとめ

これからの団東京支部を担う若手の皆さんの話を聞きました。

来年度のサマーセミナーは、次の若手の皆さんの番です。そして来年こそは、コロナがおさまっていることを信じて、懇親会も含めた2日間の開催を目指しましょう！

セクハラ防止措置はできていますか？

東京支部セクハラ相談窓口3周年記念集会にご参加下さい

東京法律事務所 滝沢 香

法律事務所でもセクハラについての雇用管理上の措置が必要

男女雇用機会均等法では、セクハラ防止のため、労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備をはじめ、その他の雇用管理上必要な措置を講ずることをすべての事業主に義務づけています。2019年の同法等の改正（2020年6月施行）によって、セクハラの範囲は、取引先や顧客（カスタマーハラスメント）なども含まれ、事後対応において、他の事業主が雇用する労働者等にも事実関係の確認や再発防止に向けた措置への協力を求めることができ、他の事業主はセクハラの実事確認の協力依頼に努める義務、事業主に相談等をした労働者に対する不利益な取り扱いの禁止、セクハラ防止の啓発活動とセクハラに必要な注意を払うべき努力義務が明示されました。

セクハラ等に関する法律相談業務の中でこれらは法律に基づく事業主の措置義務をもとにした助言をしていると思いますが、法律事務所も、事業所として、セクハラに関する周知・啓発、相談窓口の整備等の措置を講ずる義務があります。

支部セクハラ相談窓口の設置と運用

団東京支部セクハラ相談窓口は、2018年に支部団員および支部事務所に勤務する事務職員を対象に無記名のアンケートを実施しました。その結果は、看過できないものでした。それを踏まえ、支部としてセクシャルハラスメント相談窓口の設置に関する規則を制定し、2019年に相談窓口を設置し、運用を開始しました。支部の相談専用アドレスを設定し（dansekuhara@dream.com）、そこへのメールによる相談とあわせて、苦情相談に応じる相談員を選任し、直接個別相談ができる方法を設けました。支部ニュースとともに制度についての案内の文書を配布し、支部ホームページ上にも案内を掲載しています。

しかしながら、3年間で相談は1件でした。

セクハラ被害が発生していないことの反映であればいいのですが、残念ながらそのような評価はできないだろうと思っています。

今後は、相談窓口の定期的な案内を行うと共に、相談員と支部役員と協力の上、より利用しやすい窓口の整備や宣伝の工夫をしていきたいと思っています。

窓口開設3周年記念集会にご参加を

相談窓口開設3年半を経て、既にお伝えしておおり、9月28日水曜日18時30分～、文京区民センター3階3D会議室において、記念集会を開催します。東京弁護士会のハラスメント相談窓口の相談員も担当している青龍美和子団員に講演をしていただきます。青龍団員は支部ニュース8月号掲載のフリーライターへのセクハラ事件で勝訴判決を得るなど、この分野でも活躍しています。

法改正や裁判例を踏まえた最近のセクハラについて身につけておくべき知識や、弁護士や法律事務所によるセクハラの傾向や、法律にしたがって法律事務所はどのような対策をとる必要があり、また実践されているか等、各事務所での体制整備にも、法律相談業務にも役に立つものと思われま

既に防止措置を講じている事務所は是非ご報告をお願いします。もし、措置が未了の場合、必ずこの集会にご参加の上、事務所で整備を進めることをご検討下さい。

弁護士・事務局とも参加可能で、ZOOMでの参加もできます。是非多くの方のご参加をお願いします。

新人紹介

旬報法律事務所 中西 翔太郎

【大学入学、震災と原発事故】

私が大学に入学したのは2011年4月。桜は美しく咲き誇っていたが、社会の雰囲気は異常なほど冷たく、心は重かった。東日本大震災と原発事故を大阪から見守るだけであったが、被害の大きさが次第に明らかになり、また危険を顧みず訪れるボランティアが増えた。じりじりしはじめ、自分に出来ることはないか考えるようになった。

東日本大震災の被災地に初めて足を踏み入れたのは2012年9月。津波の被害を受けた岩手県大槌町に足を踏み入れた。遠野まごころネットを拠点としたボランティア活動や被災者が立ち上げた手芸工房、仮設住宅、旧大槌町役場等を訪問し、かけがえのない友人や家族を失った苦しみに耳を傾けた。2013年3月には、現地の労組の方に案内していただき、原発事故の被害を受けた福島県大熊町や楢葉町でのフィールドワークを行った。被爆労働問題を知ったのもこの時であり、現地の労組の方から、被ばくの危険性のある過酷な労働の存在、被ばく労働で白血病を発病した人がいること、放射線を規制する法律が不十分であることなど被ばく労働の問題を聞いた。大量生産消費社会を支える一方、被ばく者を生む労働は、弱者の犠牲により成り立つ近代社会の矛盾そのものではないか。私は、ペン1本で国や大会社に訴訟ができて、自由に自分の意見を言える弁護士になりたいと思った。



【労働事件との出会い】

労働事件との出会いは、司法試験受験生であったとき。ボランティア活動の同志が、コミュニティユニオン（合同労組）の専従になったのがきっかけであった。労働運動の実践や労働現場で労働者が置かれた酷い境遇を知るにつれ、何か出来ることはないかとまた思い始めた。当時、大阪大学では、非常勤図書館職員の雇止め撤回闘争が行われており、私も支援に参加した。裁判傍聴では、「若いのに興味を持ってくれてありがとう。」と労組の方から声を掛けられて、とても嬉しかったのをよく覚えている。私は、弁護士としても、身勝手な理由で突然生活を奪われた労働者の役に立ちたいと重い、労働弁護士になることを決意した。

【労働安全衛生への世界の取り組み】

2022年6月10日、ILO（国際労働機関）総会決議により、ILO中核的労働基準に労働安全衛生のカテゴリーが追加され、「職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約（1981年 第155号）」と「職業上の安全及び健康促進枠組に関する条約（2006年 第187号）」が中核的労働基準に加わった。日本国は、「予防的な安全衛生文化」の構築・維持の重要性を定めた187号条約の最初の批准国である。

労働者にとって、労働安全衛生に関する権利は極めて重要である。私は、労働安全衛生が保障されない職場においては労働者の権利が保障されないという感覚が、大学の時から10年越しに裏付けられた気がしている。今後も、労働弁護士の一人として、労働者の安全衛生の確保に取り組んでいきたい。

全国弁護士グループの先生と職員の皆さまをお守りします！

全国弁護士グループ 『弁護士休業サポートプラン』
 団体所得補償保険 + 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)

主な特長 (2つの制度共通)

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした団体割引25%
- ご加入手続きは簡単で、医師の診査も不要 ※告知書の内容によりご加入をお断りする場合があります。
- 国内外や業務中・業務外を問わずに補償し、保険金請求も簡単です！

対象期間は「1年」あるいは「2年」です。

【所得補償保険】

- 病気やケガによって就業不能となった場合、月々の所得を1年間、または2年間補償します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害(認知症含む)による就業不能も補償します。
- 無事故のときは保険料の20%を返れいします。
- 支払対象外期間は4日と7日の何れかをを選んでいただきます。
- 入院による就業不能時を厚く補償するワイドプラン(入院による就業不能時追加補償特約)をご用意しています。この特約をセットすれば入院時のみ「支払対象外期間0日」になります。

<月払保険料表> スタンダードプラン(A型)、団体割引25%、保険期間1年、職種別1級、支払対象外期間7日、精神障害拡張補償特約セット、天災危険補償なし
 保険料単位：円(保険金額10万円あたり)

対象期間	1年	2年
満年齢		
満25～29歳	820	1,000
満30～34歳	1,010	1,250
満35～39歳	1,260	1,640
満40～44歳	1,570	2,110
満45～49歳	1,880	2,550
満50～54歳	2,170	3,010
満55～59歳	2,300	3,240
満60～63歳	2,420	3,430

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします。

【団体長期障害所得補償保険 (GLTD)】

- 病気やケガによって就業障害となった場合、最長70歳まで長期に補償します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害(認知症含む)による就業障害も補償します。 ※最長2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう物価指数の上昇に連動してインフレスライドさせてお支払いします。

<月払保険料表> 団体割引25%、保険期間1年、精神障害拡張補償特約セット、対象期間70歳まで、天災危険補償なし
 保険料単位：円(保険金額10万円あたり)

支払対象外期間 満年齢	372日型		737日型	
	男性	女性	男性	女性
満25～29歳	994	875	950	843
満30～34歳	1,084	1,164	1,019	1,109
満35～39歳	1,342	1,712	1,253	1,636
満40～44歳	2,028	2,786	1,886	2,646
満45～49歳	3,050	4,132	2,844	3,887
満50～54歳	4,669	5,866	4,294	5,442
満55～59歳	6,370	7,012	5,702	6,303
満60～63歳	6,956	6,593	5,731	5,454

★本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

<取扱代理店>
 株式会社宏栄 担当：大枝・西山・岩崎・竹田
 〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3構本ビル3F
 TEL：03-3405-0041 (全国弁護士グループ専用)
 (受付時間：平日の午前9時30分から午後6時まで)

<引受保険会社>
 損害保険ジャパン株式会社 団体・公務開発部 第一課
 〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-2-6-1
 TEL：03-3349-5401 FAX：03-6388-0160
 (受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

(SJ20-07693 2020年10月15日)